

投資不動産と交差分類

孔 炳 龍

はじめに

これまでにも、会計学上問題となる交差分類について論じてきた¹。本稿でとりあげる投資不動産は、これまで事業投資目的資産として、当初認識後に取得原価で評価されてきたものである。しかしながら、昨今、国際会計基準では、投資不動産をある意味で事業投資目的資産ではなく金融投資目的資産として位置づけ、当初認識後に公正価値で評価するようになってきている。かように変わってきた背景としては、投資不動産の内容における玉虫色に原因があるかと思われるが、今日の国際会計の財務報告目的による演繹的な解釈が、投資不動産についての認識の変化に至ったと思われる。筆者はかねてより述べているように、ある勘定科目が交差分類している場合、たとえば、本稿の場合では投資不動産であるが、その分類を定めるためには、財務報告目的や資産負債アプローチといった会計の目的が介在する必要があるのである。

1. 投資不動産の会計処理²

(1) 日本基準の会計処理

日本基準では、投資不動産の会計処理は、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号）に記載されている。この基準で対象となる賃貸等不動産とは、棚卸資産に分類されている以外のもので、賃貸収益や時価変動による利益の獲得を目的として保有されている不動産をいう³。具体的には、投資その他の資産に区分された投資不動産、将来の使用が見込まれていない遊休不動産、その他の賃貸されている不動産がこれに含まれる⁴。これらの賃貸等不動産を保有する企業は、その不動産の概要、貸借対照表計上額と期中変動、期末の時価とその算定方法および当該不動産に関する損益を注

記しなければならない⁵。

かように、日本では、国際会計基準における原価モデルとほぼ同様の会計処理がなされていることから、基本的には投資不動産を事業投資目的資産として位置づけているようであるが、時価情報は注記で開示することになっている点では、金融投資目的資産としてみているともとれる。

(2) 国際会計基準の会計処理

① 投資不動産の範囲

企業は、特定の用途は未定のまま、購入と売却によるキャピタル・ゲインの獲得や賃貸収入を目的として、不動産を所有することがある。かような不動産は、投資不動産としてそれ以外の不動産とは区別される。

投資不動産については、IAS40「投資不動産」に、会計処理および開示について規定されており、IAS40の規定によると、製造・販売・サービスの提供を目的として、経営管理目的で所有される販売用不動産は、投資不動産から除かれる。投資不動産以外の資産には、販売用不動産、自己使用不動産、第三者のために建設中または開発中の不動産などがある。

投資不動産は、その取得時には、取得原価で認識・測定される。当初認識後の測定は、公正価値モデルと原価モデルの選択適用が可能であり、原則として選択した方法を企業が保有するすべての投資不動産に適用しなければならない。

② 投資不動産の定義および認識

投資不動産とは、賃貸収益もしくはキャピタル・ゲインまたはその双方を得る目的で保有する不動産をいう⁶。投資不動産の適用範囲は、長期的なキャピタル・ゲインの獲得を目的に保有される土地、将来用途が未定のまま保有される土地、リースするため

に保有されている建物、投資目的で開発中・建設中の不動産などや、不動産（土地や建物）ではないが、オペレーティング・リース上、借手が保有する不動産賃借権について、一定の条件を満たすものである⁷。

投資不動産の資産としての認識は、投資不動産に帰属する将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、及び、不動産の取得原価を、信頼性をもって測定することができる場合にのみおこなわれる⁸。

投資不動産の当初認識の測定は、取得原価で測定しなければならない。また、取引コストは当初の測定に含めなければならない⁹。当初認識後の測定では、一部の例外を除いて、会計方針として、(a) 公正価値モデルまたは(b) 原価モデルのいずれかを選択し、当該方針をすべての投資不動産に適用しなければならない¹⁰。

2. 公正価値モデルと原価モデル

(1) 公正価値モデル

当初認識後、公正価値モデルを選択する企業は(i) すべての投資不動産および投資不動産として分類されるオペレーティング・リースにもとづいて

借手が保有する不動産賃借権¹¹を公正価値で評価し、(ii) 投資不動産の公正価値の変動から生じる利得または損失を発生した期の純損益に含めなければならない。公正価値は、期末現在の市場の状況を反映するものでなければならず、「測定日時点で市場参加者間の秩序ある取引において資産を売却するために受取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」と定義される。

これまで公正価値で投資不動産を測定していた場合、比較可能な市場取引の頻度が低くなった場合や、市場価格が容易に利用できなくなった場合でも、処分時まで公正価値で測定し続けなければならない¹³。

(2) 原価モデル

当初認識後、原価モデルを選択する企業は、IFRS5により分類されるものを除いて、その投資不動産のすべてを、当該モデルについてのIAS16の要求事項に従って測定しなければならない¹⁴。IAS16とは有形固定資産の会計処理であり、当初認識後は減価償却や減損処理をおこなうことになる。これはまさに投資不動産を事業投資目的資産としてみなしていることになる。

表1 公正価値モデルと原価モデル

	公正価値モデル	原価モデル
当初認識	取得原価で評価	取得原価で評価
当初認識後	公正価値で評価 公正価値により評価し、差額は損益 計上	減価償却や減損処理 取得原価から減価償却累計 額及び減損損累計額を控除 した価額

出所：上述した内容を筆者がまとめた表である

3. 投資不動産の開示

投資不動産の開示内容は、公正価値モデルか原価モデルのいずれを採用するかによって、要求される項目が異なる。

(1) 共通開示項目

次の項目を公正価値モデルも原価モデルも開示することが要求されている¹⁵。

(a) 採用モデルの明示（公正価値モデルまたは原価モデル）

- (b) 公正価値モデルを採用した場合、オペレーティング・リースで保有する不動産賃借権が投資不動産として分類されるか否か
- (c) 自己使用資産や通常の営業過程において販売目的で保有する不動産と投資不動産との分類が困難な場合、投資不動産を分類するための規準
- (d) (削除)
- (e) 公正価値の算定にさいして、独立した専門家の

- 鑑定を受けたか否か、受けた場合はその評価に
もとづいている度合
- (f) 投資不動産から賃貸料、営業費用等
- (g) 投資不動産の実現可能性または収益および売却
収入の送金に対する制限の存在と金額
- (h) 投資不動産の購入、建設、開発、修繕、維持、
もしくは改良のための契約上の債務
- (2) 原価モデルにおける開示項目
次の項目を原価モデルの場合には、追加的に開示
することが要求される¹⁶。
 - (a) 減価償却方法
 - (b) 耐用年数または減価償却率
 - (c) 期首および期末の減価償却累計額控除前帳簿価
額および減価償却累計額
(減損損失累計額を含む)
 - (d) 期首時点と期末時点の投資不動産帳簿価額の変
動調整表
 - (e) 投資不動産の公正価値および測定できない場合
はその説明
- (3) 公正価値モデルにおける開示項目
公正価値モデルの場合、投資不動産の期首と期末
の帳簿価額の調整表として、次の項目を追加的に開
示することが要求されている¹⁷。
 - (a) 取得による増加額と資産の帳簿価額に計上され
る事後的支出による増加額の区別開示
 - (b) 企業結合による取得にもとづく増加額
 - (c) IFRS5 に従って売却目的保有に分類される資産
または同処分グループの資産とその他の処分
 - (d) 公正価値の修正による正味の利得または損失
 - (e) 異なる表示通貨への換算に起因する正味為替差
額
 - (f) 棚卸資産と自己使用不動産への振替およびそれ
からの振替
 - (g) その他の変動
- 3. 分類と名づけ
投資不動産は、事業投資目的資産なのか、金融投
資目的資産なのか、かように交差分類が生じている
背景には、一般意味論で述べられている現実社会の
認識に起因すると考えられる。すなわち、交差分類
が生じる原因としては、対象に対する異なる特性に

着目して分類をおこなうことに原因があると思われる。
かように異なる対象に着目する理由として、本稿では、一般意味論から説明を試みたいと思う。

Korzybski 教授は、以下に一般意味論を定義する。
「一般意味論は、普通の意味での『哲学』や『心理学』
や『論理学』ではない。一般意味論は新しい『外在的
的な』学問であり、われわれの神経系を最も効果的に
使うにはどうすればよいかを説明し訓練するもので
ある¹⁸」。

この一般意味論は、次の 3 つを前提としている。

- (a) 地図は現地ではない（非同一の原理）
- (b) 地図は現地のすべてではない（非総称の原理）
- (c) 地図は自己反射的である（自己反射の原理）。

先ず、(a) の「地図は現地ではない」という「非
同一の原理」であるが、これは、「光」と呼ばれる
ものを見るとき、何が起こるか考えてみよう。まず、
そこにはエネルギー (A) がある。それがわれわれ
の神経系に反応 (B) をひき起こす。この反応につ
いて、われわれはある感じ、象、評価といったもの
(C) をもつ。この感じ (C) は反応 (B) について
のもので、ここまでは非言語的、暗黙的なものであ
る。このあとわれわれは定式化 (D) を始める¹⁹」。

もし同一化の態度をとるならば、(D) は (A) に
等しいと考える。しかし、非同一の原理では、(D)
は (A) ではない。つまり、「話す内容」は「話して
いるそのもの」ではないということになる²⁰。

次に、地図は現地のすべてではないという「地図
は現地のすべてではない」という「非総称の原理」
であるが、「さらにわれわれが言語で言うことは、
どんなに詳細に語っても、語ろうとする現地につ
いてすべてを語りはしない。どんなに詳細に (D) を
組み立てても常に (A) の要素が残る²¹」。

最後に、「地図は自己反射的である」という「自
己反射の原理」であるが、「第三の前提是、言語でもつ
て言語について語ることができるということで、記
号の用い方は自己反射的だということである²²」。

この一般意味論の「意味論」という用語は、19
世紀末に、フランスの言語学者 Bre'al 教授によつ
て創出されたといわれている²³。

現代における意味論の系統をみると、次の三つの

流れがある。

- ①言語学的意味論
- ②哲学的意味論
- ③一般意味論

このうち、①の言語学的意味論であるが、これは語義学ともよばれ、意味の歴史的な変遷について通時的に研究していくものである²⁴。また②の哲学的意味論は、記号論理学と密接に結びついており、言語の有意味であるための規則を述べることが研究されている²⁵。

そして、③の一般意味論は、言語と思考と行動との間の関係を研究するもので、これには二つの流れがある。1つは、本稿が採用しているもので、哲学的意味論の影響のもとに、Korzybski 教授によってとなえられたアメリカ派の応用意味論であり、他の1つは、Ogden 教授および Richards 教授によるイギリス派である²⁶。

イギリス派は、「意味論」とは称していないが、その著書『意味の意味』の中で次の図1のように明らかにしている。

図1 ことばともののつながり



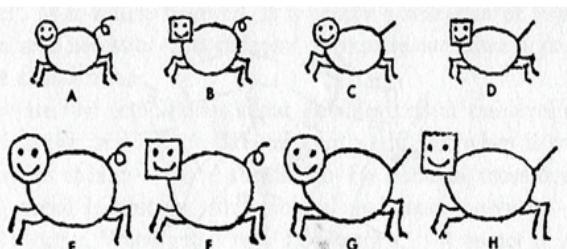
出所：Ogden and Richards (1969, pp.10-12)

この図1から明らかなように、底辺は点線になっている。これは、ことばと、ことばによって示されているものとの間には直接のつながりは存在せず、その回路はことばによって心の中によりおこされ、ものをさす心的内容を経由していかなければならぬことを表わしている²⁷。

このことからわかるように、Korzybski 教授の一般意味論の「地図は現地ではない」という思考は、Ogden 教授および Richards 教授による考えとこの点で同じ前提に立脚していると考えられる^{28 29}。

また、一般意味論のこの3つの前提にもとづくと、次の分類と名づけのような交差分類が生じるのである。「(前略)・・・図には八個の物がある。これを動物と見よう。四つは四角い頭をしており、さらに、その分類とは別に、四つは巻いた尻尾を、四つは真っ直ぐな尻尾をしている。これらの動物があなたの村を走り廻っているとしよう。初めはあなたにとって大して重要でもないのであなたはかれらを無視していた。名をつけようともしなかった。ところが、ある日、小さいほうがあなたの家の穀物を食ってしまったことがわかる。大きいほうは、そういうことはしなかった。そこで自然に区別されるようになり、A・B・C・D に共通の特性を抽象して、あなたはそれらをゴーゴと呼び、E・F・G・H をギーギーと呼ぶことにした。あなたはゴーゴは追いはらうが、ギーギーは放っておいた。けれど、あなたの近所の人は別の経験をした。四角の頭のは噛みつくが、丸いのは噛み付つかない。そこで、B・D・F・H に共通の特性を抽象し、かれはそれをターバーと呼び、A・C・E・G をトーボーと呼んだ。ところが近所のもう一人が、巻いた尻尾のは蛇を殺すが、真直ぐの尻尾のは殺さないことを発見した。そこでもう一つの共通の特性を抽象して、A・B・E・F をブーサー、C・D・G・H をブーサーナと呼んで区別した³⁰」。

図2 名づけと分類



出所：Hayakawa (1978, p.201)

ここで、名づけと分類のときに、対象となる動物の特性をとらえて抽象化していることに注目すべきである。この名づけと分類では交差分類が生じている。たとえば、A はゴーゴであり、またトーボーでもあるのである。

そこで、会計学に交差分類を導入した会計学者として田中教授の交差分類を紹介しよう。

「例えば『日本, 太郎, 少年, 本』という四つの名詞があるとする。いま, これを (i) 固有名詞であるか普通名詞であるかという観点から分類すると, 『固有名詞…日本, 太郎』と『普通名詞…少年, 本』という四つの名詞があるとする。これに対して, (ii) 人間性名詞であるか非人間性名名詞であるかという観点から分類して見ると, 『人間性名詞…太郎, 少年』と『非人間性名詞…日本, 本』とに分類される。ここで『太郎』を例にとると, それは固有名詞であるという点では『日本』と同類であるが, 人間性名詞であるという点では, 『日本』とは異なり, むしろ『少年』と同類である³¹」。

この田中教授の例で, 固有名詞と人間性名詞に共通するものは, 『太郎』になる。田中教授はさらに, 次のようにこの交差分類を資産の区分基準に当てはめて説明している。

図3は, 二つの資産区分基準を表わしている。

図3 二つの資産区分基準

(1) 流動性・固定性の区分基準

流動資産	: 現金 (貨幣)	¥10
	商品 (非貨幣)	20
固定資産	: 長期貸付金 (貨幣)	30
	建物 (非貨幣)	40

(2) 貨幣性・非貨幣性の区分基準

貨幣性資産	: 現金 (流动)	¥10
	長期貸付金 (固定)	30
非貨幣性資産	: 商品 (流动)	20
	建物 (固定)	40

出所: 田中 (1995, p.90, 図表 2-24)

実は, 財務会計理論の諸説の多くは, 対象となる会計事象がどの分類に属するかを問うものが多い。その場合, 問題になるのは, その対象となる会計事象の特性が複数の分類で交わっているのである。図3で説明すると, 現金は, 流動資産の分類に属し, そして, 貨幣性資産の分類にも属するのである。この場合は, 論争は生じないが, 例えば, 本稿で問題としている投資不動産のように, 事業投資目的資産の分類に属するか, 金融投資目的資産の分類に属するかといった場合には, 背後にある会計理論が異なり, 対立することになる。

名づけや分類をおこなうさいに, 重要なのは, 対象のどの特性に着目するかである。Hayakawa 教授は, 名づけでは, 対象となる動物の多くの特性の中から, 注目すべき特性を選択し, それにもとづいて, 分類をしているのである。

投資不動産の事業投資目的資産としての特性に着目するならば, 投資不動産は事業投資目的資産に分類されるであろう。また, 投資不動産の金融投資目的としての特性に注目するならば, 投資不動産は金融投資目的資産に分類されることになる。

4. 金融投資目的の資産と事業投資目的の資産

資産を分類する場合, 金融資産と非金融資産といった分類の仕方がある。金融資産は当初認識後に公正価値で評価し, 非金融資産は当初認識後に取得原価で評価すると考える者が少なからずいる。しかしながら, 取得原価主義会計と時価会計を考える場合, かのような分類は, 子会社株式および関連会社株式のように, 金融資産でありながら当初認識後に取得原価で評価するものがあるように, 矛盾をきたすことがある。そこで, 金融資産と非金融資産に代わり金融投資目的資産と事業投資目的資産といった分類の仕方がより合理的になるのである。

表2は, 金融資産と非金融資産という分類とは異なり, 投資目的により金融投資目的資産と事業投資目的資産といった分類になっている。

事業投資目的資産の場合, 当初認識後の評価は, 時価が高騰していても取得原価で評価される。金融投資目的資産は, 当初認識後の評価は公正価値(時価)で評価することになる。

子会社及び関連会社株式や満期保有目的債券などは金融資産であるが, 事業投資目的に分類されていることから, 当初認識後に取得原価や償却原価で評価される一方, トレーディング目的で保有する棚卸資産は非金融資産であるが, 金融投資目的資産に分類されていることから当初認識後に公正価値(時価)で評価されることになる。

金融資産でも事業投資目的で用いられる場合, その投資では能動的な投資成果が得られることから, 当初認識後に取得原価での測定が考えられる。子会

表2 投資目的と資産そして当初認識後の評価

	金融投資目的	事業投資目的
金融資産	デリバティブ、売買目的有価証券 →時価評価	子会社及び関連会社株式、満期保有目的債券や通常のローン債権 →取得原価評価
非金融資産	トレーディング目的で保有する棚卸資産 →時価評価	通常の棚卸資産や固定資産 →取得原価評価

出所：井上（2014, p.358）を一部加筆変更して筆者が作成

社株式の保有は、それを通じて子会社を支配し、そして関連会社株式の保有は、それを通じて関連会社に影響力を有し、子会社の企業活動や関連会社の企業活動に支配力や影響力を行使することによって、株主のインカム・ゲインを増加させることができると考えられる。したがって、子会社株式や関連会社株式は金融資産であるが、それは事業投資目的での投資と考え、当初認識後は取得原価で評価されるのである。かように、資産分類は、金融投資目的資産と事業投資目的資産とに二分される方が論理的である³²。この場合に、金融資産は保有目的によって分類される必要があることになる³³。

5. 増分情報内容とディスクロージャー

増分情報内容は、実は、より奥が深く認識に関わる問題と思っている。たとえば、まだ研究途上であるが、収益の認識基準に、生産基準（収穫基準、時間基準、工事進行基準）、販売基準そして現金基準（回収基準）があるのも、実は、いずれの認識においても増分情報内容が生じているのではないかと筆者は考えている。収益を生産基準で捉えるのか、販売基準で捉えるのか、また現金基準でみなすのか、いずれの認識基準を用いるかによって実は、それぞれに増分情報内容が生じているのではないだろうか。現行の財務会計において、包括利益計算書、損益計算書、貸借対照表、そしてキャッシュ・フロー計算書がディスクロージャーされている背景に、増分情報内容のあるものはディスクロージャーすることで投資者の投資意思決定に有用であると会計基準設定主

体は考えているのではないだろうか。

かくて、投資不動産の場合、本来ならば、財務報告目的から当初認識後に演繹的に公正価値で評価するのか、取得原価で評価するのか、すなわち、投資不動産を金融投資目的資産とみるのか事業投資目的資産とみるのか、を決定するといった考えも成り立つかもしれない。しかしながら、現段階で国際会計基準では、公正価値モデルと原価モデルの選択適用になっている。かようなことから、国際会計基準審議会は、まだ明確な結論には至っていないと考えられる。

また、日本基準の場合には、当初認識後に投資不動産を取得原価で評価しているが、時価情報を注記で開示することになっている。かようなことから、企業会計基準委員会は、投資不動産の公正価値（時価）情報にも交差分類による増分情報内容があると考えられることから、公正価値（時価）情報をディスクロージャーしているのではないかと筆者は考える。

おわりに

本稿では、投資不動産について、それが金融投資目的資産と事業投資目的資産に交差分類している現状を、日本の会計基準と国際会計基準をもとに考察してきた。従来は、いずれも事業投資目的資産として位置づけてきた投資不動産であるが、日本基準も国際会計基準も、新たに、金融投資目的資産としてみなす考え方が反映されてきている。いずれにしても、まだ、投資不動産が金融投資目的資産なのか事

業投資目的資産なのかといった交差分類の結論は出でていないが、財務報告目的や資産負債アプローチといった会計の目的から結論づけていくのか、それとも増分情報内容を考慮して、両建てを推奨していくのか、会計基準設定主体の今後の判断に注目したいところである。

注

¹ 抽著（2018）を参照されたい。自己株式は交差分類では代表的な内容である。

² 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号）。

³ 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号）第4項。

⁴ 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号）第5項。

⁵ 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号）第8項。

⁶ IAS40.5。

⁷ IAS40.6。

⁸ IAS40.16。

⁹ IAS40.20。

¹⁰ IAS40.30。

¹¹ IAS40.6。

¹² IAS40.5。

¹³ IAS40.55。

¹⁴ IAS40.56。

¹⁵ IAS40.75。

¹⁶ IAS40.79。

¹⁷ IAS40.76。

¹⁸ Korzybski (1933, p. xi)。一般意味論と会計学及び簿記との関りについては、抽著（2017a）（2017b）（2017c）を参照されたい。

¹⁹ 井上尚美他（1974, p.25）。

²⁰ 井上尚美他（1974, p.25）。

²¹ 井上尚美他（1974, p.26）。

²² 井上尚美他（1974, p.26）。

²³ 井上尚美他（1974, p.57）。Bre'al (1900)。

²⁴ 井上尚美他（1974, p.57）。

²⁵ 井上尚美他（1974, p.57）。

²⁶ 井上尚美他（1974, pp.57-58）。

²⁷ 井上尚美他（1976, pp.58）。

²⁸ 井上尚美教授他は次のように述べている。「コージブスキーは『意味の意味』を批判しているけれども、『地図は現地ではない』ことを強調する彼的一般意味論の原理がオクデンとりチャーズの考えに負っていることはたしかである」（井上尚美他, 1974, pp.58-59）。船本教授は抽象過程が単に認識対象だけでなく、認識主体にも依存することを次のように明らかにしている。「…(前略)…5分だけ、左手を左の 10°C の水の入った容器に、同時に右手を右の 50°C の水の入った容器につっ込んだ後、同時に中央の 30°C の水の入った容器に両手を入れたならば、中央の水は、これを熱く感じるだろうか、あるいは冷たく感じるだろうか、そのどちらであろうか。もちろん、左手には熱く右手には冷たく感じるの、当然のことである。それでは、中央の水は熱いのであろうか冷たいのであろうか、本当はどうなのであろうか。実際に容器に手をつっ込んだ人にとっては、中央の水は熱くもありかつ冷たくもあるのである。したがって、熱いあるいは冷たいのは容器の水ではなくて、これについて人間の頭の中で構成された抽象概念なのである。この実験は、抽象過程が単に認識対象だけでなく、認識主体にも依存することを明示しようとするものである。すなわち、これは、われわれがややもすれば抽象過程において認識対象だけに注意を集中する傾向のあることをかんがみて、われわれは、われわれに対して抽象過程においては抽象主体たる認識主体が重要な役割を果たすことを、提示しようとするものである」（船本, 1991, pp.96-97）。

²⁹ 関教授は、次のように述べている。「これは意味論的幽霊にたとえることができる。われわれは、文法は人間が作り出したものであることを忘れ、あたかも自然の事実であるかのように思い込んでいる。子供のときから文法を守ることは教えられるが、文法が不完全であることは教えられない。本当は事実になんらかの属性があるのでない。主語が示そうとするのは事実の間ににおける時間一空間の秩序、観察者と観察されるものとの関係、語り手と語る内容

との関係である。ところが、言語を発明した人間は言語を使用する人間を忘れている。彼らは実在の本質を考えるとき、それを抽象する彼ら自身の役割を見過ごしてしまっているのである」(関, 1978, pp.59-60)。

³⁰ Hayakawa (1978, p.201)。

³¹ 田中 (1995, p.89)。

³² 井上他 (2014,p.358)。

³³ 米山 (1999) を参照されたい。

(引用・参考文献)

(外国文献)

Bre'al,Mishel,*Semantics,Studies in the Science of Meaning*,Translated by Mrs.Henry Cust,New York, Henry Holt and Co.1900.

Financial Accounting Standards Board *Statement of Financial Accounting Concepts No.6,Elements of Financial Statements*,1990.

Hayakawa.S.L.*Language in Thought and Action*, FourthEdition,Jovanovich,Inc,1978.

Korzybski,Alfred,*Science and Sanity:An Introduction to Non-Aristotelian Systems*

Ogden,C.K.and.I.A.Richards,*The Meaning of Meaning*, 10Thed.London:Routledge&Kegan Paul Ltd,1969. (Accounting Standards)

International Accounting Standards Board, International Accounting Standard40 (amended 2008), *Investment Property*, 2008.

(日本文献)

井上尚美・福沢周亮・平栗隆之『一般意味論 言語と適応の理論』河野心理, 1974 年。

井上良二編『財務会計論』税務経理協会, 2014 年。

孔 炳龍『簿記原理と一般意味論 - 抽象のハシゴから紐解く失われた情報 -』MyISBN デザインエッグ社, 2017 年 a。

孔 炳龍『一般意味論からみる財務会計基礎理論 - 交差分類から紐解く諸説の発生理由 -』MyISBN デザインエッグ社, 2017 年 b。

孔 炳龍「会社法会計の計算体系 - 分配可能額と静

態観 -」『会計』第 192 卷第 2 号, 2017 年 c。

孔 炳龍「自己株式と交差分類」『駿河台大学論叢』第 55 号, 2018 年, pp.145-156。

関 計夫『適応と意味論』金子書房, 1978 年。

田中茂次『会計言語の構造』森山書店, 1995 年。

藤澤伸介『言語力 認知と意味の心理学』新曜社, 2011 年。

米山正樹「有価証券」「税経セミナー」第 44 卷第 2 号, pp.126-134。

〈会計基準等〉

企業会計基準委員会「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第 20 号)2008 年。